

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

告示

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○土地改良区の変更に認可した件

○道路の区域を変更する件

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件二件

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を決定した件

公告

○肥料の登録の有効期間を更新した件

○都市計画事業の認可の告示があった件二件

規則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第二号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二公共施設等整備事業枠の一部一般事業の項中「第五条の四第一項第二号の規定により算定した数値」を「第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（市町村財政課）

告示

福島県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年二月五日から同年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

夢・タウン・飯坂 福島県福島市飯坂町字月崎町十二番四

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から平成二十五年一月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前	変更後の別	敷地の幅員	延長
県道会津若松三島線	河沼郡柳津町大字軽井沢字馬場八六八番二地先から	変更前	変更後の別	A 六・〇（メートル） 一五・〇	八八六・〇

同 郡同 町大字軽井 沢字釜場一〇三九番六 地先まで	変更後	A 六・〇 一五・〇	八八六・〇
河沼郡柳津町大字軽井 沢字馬場八六八番二地 先から			
同 郡同 町大字軽井 沢字釜場一〇三九番六 地先まで		B 一六・〇 五一・〇	一、三六〇・〇
河沼郡柳津町大字軽井 沢字馬場八八五番一地 先から			
同 郡同 町大字軽井 沢字釜場一〇三九番六 地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第七十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間
一般国道三四九号	伊達市梁川町字大町一丁目四九番地先から同市梁川町字大町二丁目四八番地先までの上り線 伊達市梁川町字大町一丁目二二番一地先から同市梁川町字大町二丁目三一番一地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第七十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬都市計画の変更に係る相馬都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 相馬都市計画緑地
 - 2 名称 四号埴浜防災緑地
- 二 新たに都市計画に含まれた土地の区域
相馬郡新地町のうち大字埴木崎字埴浜、大字埴木崎字西田、大字埴木崎字埴南浜田、谷地小屋字中浜田及び谷地小屋字北畑の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県告示第七十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬都市計画の変更に係る相馬都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 相馬都市計画道路
 - 2 名称 三・六・一二〇号埴畑磯山線
三・六・一二一号埴掛田浜田線
- 二 新たに都市計画に含まれた土地の区域
相馬郡新地町のうち今泉字浜畑、大戸浜字南中磯塩入、大戸浜字吾安谷地、大戸浜字北中磯塩入、大戸浜字北迫塩入、大戸浜字小沢、大戸浜字小沢北、大戸浜字前田上、大戸浜字前田西、大戸浜字浜南、大戸浜字前田下、大戸浜字浜北、大戸浜字牛川、小川字田中、小川字谷地畑、小川字浜田、小川字谷地添、小川字アカト、小川字深町、小川字八幡前、谷地小屋字町裏、谷地小屋字中浜田、谷地小屋字一丁田、谷地小屋字南中江、谷地小屋字北中江、谷地小屋字南浜田、谷地小屋字舩形、谷地小屋字南谷地、谷地小屋字谷地田、谷地小屋字樋掛田、谷地小屋字萩崎、大字埴木崎字埴南浜田、大字埴木崎字台前、大字埴木崎字作田、大字埴木崎字西田、大字埴木崎字作田後、大字埴木崎字南向、大字埴木崎字南向浜田、大字埴木崎字北向、大字埴木崎字北向浜田及び大字埴木崎字磯山の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

福島県告示第七十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬都市計画の決定に係る相馬都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 決定がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画河川

2 名称 一号三滝川

二 都市計画を決定した土地の区域

相馬郡新地町のうち大字埴木崎字埴浜及び大字埴木崎字磯山の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公 告

公告第三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				
825	混合有機質肥	福島ぼかし1	6.0	2.0	含有を許される有害成分	片倉チツカリン	東京都千代田区九段北	平成28年2月18日

(都市計画課)

料	号	分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社	一丁目13番5号
---	---	----------------------------	------	----------

(農業総合センター)

公告第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	実施者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき都市計画緑地事業七号久之浜防災緑地	福島県	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	収用の部分 いわき市久之浜町久之浜字代ノ下、字後三松、字東三松、字前三松、字新地、字堀ノ内、字西町尻、字東町尻、字町後、字東町、字北町、字中町、字須賀、字南町及び字中浜地内 使用の部分 いわき市久之浜町久之浜字東町、字須賀、字南町及び字中浜地内並びに字東町、字須賀、字南町及び字中浜地先

(まちづくり推進課)

公告第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
---------	--------	---------	--------

いわき都市計画 緑地事業一〇号 永崎防災緑地	種類及び名称
	福島県
福島県いわき建設 事務所	いわき市平字梅本 一五番地
収用の部分 月作及び字橋出地内 使用の部分 いわき市永崎字 橋出地内並びに字船付、字 川畑、字大平、字月作及び 字橋出地先	いわき市永崎字

(まちづくり推進課)